○財務省令第二十四号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第二項第一号（同法第四条の三第二項において準用する場合を含む。）及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第五条第一項各号の規定に基づき、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第九号中「の押印」を削り、同項第十号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改め、同条第四項第一号ロ中「の押印」を削る。

第十一条第二項中「及び第六項」を「、第四項及び第七項」に改め、「は、」の下に「次項第一号に掲げる方法により提供しようとする場合には」を加え、「第四条の」を「第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの」に、「よる」を「より、次項第二号に掲げる方法により提供しようとする場合には同条第五項及び第七項の規定の例による」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　法第四条第二項第一号に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項の定めるところにより記載事項を送信する方法

二　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項の定めるところにより、同項に規定する特定ファイルに記載事項を記録し、かつ、税務署長に対して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法

第十一条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項第二号に掲げる方法により記載事項の提供を行う者は、同号に規定する特定ファイルに記録した記載事項を国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより保存しなければならない。

附　則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

○財務省令第二十五号

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部の施行に伴い、並びに電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条、第五条、第七条及び第八条第四項並びに電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百二十八号）第六条の規定に基づき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「「国税」を「国税」に改め、「「納税地等」」及び「、納税地等」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電子計算機処理　電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。

二　納税地等　保存義務者が、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第五号（定義）に規定する納税者をいう。以下この号及び第五条第五項第二号ホにおいて同じ。）である場合には当該国税の納税地をいい、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者でない場合には当該国税関係帳簿書類に係る対応業務（国税に関する法律の規定により業務に関して国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている場合における当該業務をいう。）を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地をいう。

第二条を削る。

第三条第二項を削り、同条第一項中「承認を受けている保存義務者」を「規定により国税関係帳簿（同項に規定する国税関係帳簿をいう。第六項第四号を除き、以下同じ。）に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする保存義務者」に、「に従って当該承認を受けている国税関係帳簿に係る」を「（当該保存義務者が第五条第五項第一号に定める要件に従って当該電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合には、第三号に掲げる要件を除く。）に従って当該」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「法第六条第一項に規定するプログラム」を「電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの」に、「この条及び第五条第二項」を「この項及び第六項第五号」に改め、同号イ中「の概要」を「（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）の概要」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号を削り、同項に次の一号を加える。

三　国税に関する法律の規定による当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。

第三条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四条第一項に規定する財務省令で定める国税関係帳簿は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿であって、資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、正規の簿記の原則（同法の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿にあっては、複式簿記の原則）に従い、整然と、かつ、明瞭に記録されているもの以外のものとする。